

業務指示書

ジンバブエ国ハラレ都市圏上下水セクターにかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 相川 眞道 Aikawa.Masamichi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月4日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の条件に該当し、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水分野にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）、副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画・設計・事業運営）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道計画／施設設計にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ジンバブエ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 上下水道事業財務分析・組織体制】

- 1) 類似業務の経験：財務分析・組織体制にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ジンバブエ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月8日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ZWD1 = 0.296630 円, US\$1 = 110.733 円, EUR1 = 130.097 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとする。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画・設計・事業運営
上下水道事業財務分析・組織体制
機械・電気（下水道施設）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月21日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ジンバブエ国ハラレ都市圏上下水セクターにかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画・設計・事業運営	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力: 上下水道事業財務分析・組織体制	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 機械・電気(下水道施設)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

1990年代後半から、ハラレ都市圏における人口増加、急速な都市化と産業の振興に伴う生活排水、産業廃水等の増加は圏内の下水処理施設の能力を上回り、同地域における水源であるチベロ湖やマニャメ湖の水源汚濁が深刻となっている。さらに2000年以降の社会経済インフラの機能不全は、ハラレ市に隣接するチトゥンギザ市の上下水道衛生環境の悪化に直結した。

こうした状況改善のために、我が国は無償資金協力「チトゥンギザ市下水処理施設改善計画」を通じて下水処理施設を整備し、2000年にジンバブエ側に引渡しを行った。しかし、同時期のジンバブエ国内における急激な経済状況の悪化により、国家全体の社会経済インフラが機能しない状態に陥り、上下水及び廃棄物処理の施設整備、維持管理に十分な予算が確保できなくなった。そのため、チトゥンギザ市の下水処理施設も維持管理が困難となり、以降、機能不全の状態に陥った。

その後、JICAは、2011年1～2月にかけて「チトゥンギザ市衛生環境改善に係る基礎情報収集・確認調査」を実施し、同市の衛生状況改善を検討するために必要な基礎情報の収集・分析を行った。調査の結果、同市では、下水道、廃棄物管理のみならず、上水道施設も十分に機能していない状況が判明した。この結果を受け、ジンバブエ政府は、上下水及び廃棄物処理を含むチトゥンギザ市の衛生環境改善のためのマスタープラン(M/P)の策定および今後の具体的な改善策の検討を目的として、我が国に開発計画調査型技術協力「ジンバブエ国チトゥンギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」を要請するに至った。この要請に基づき、JICAは2012年から協力を開始し、上下水・廃棄物分野における情報収集・分析(フェーズ1)、マスタープラン作成(フェーズ2)を行った。しかしながら、2013年7月、同市の極めて深刻な財政状況(職員給与の未払い・遅延他)に鑑み、協力を中断し、同市の財政状況の改善が確認出来た時点で、マスタープラン策定後の次フェーズにあたる提案事業のフィージビリティ・スタディ(F/S)の実施に取り組むことでジンバブエ側と合意した。その後、現在に至るまで同市の財政状況の改善は見られていないが、2017年に入り、同市上下水道部門の民営化(公社化)を始めとする様々な財政改善策の検討が進められており、財政状況の改善が期待されている。

そこで、本調査においては、チトゥンギザ市の上下水道部門に関係する財政面や組織・体制の現状、予算措置の見込みや民営化(公社化)の進捗等の確認、過去に建設したチトゥンギザ市ゼンゲザ下水処理場の施設・機材の現状を調査・分析するとともに必要な情報を収集・整理し、下水処理場施設の部分活用策を始めとする支援の可能性、及び今後の同市における持続可能な上下水道事業の運営を可能とするための課題・提言等を取りまとめる。

2. 業務の目的

ハラレ都市圏(ハラレ市、チトゥンギザ市)における上下水分野における実施機関の取組み状況や今後の計画、実施機関の財務状況、組織体制、他ドナーの動向等に関する情報の収集と整理を行うとともに、過去の無償資金協力で建設したチトゥンギザ市ゼンゲザ下水処理場の施設・機材の現状を確認し、今後の施設改修、機材更新および施設の部分活用オプション案(概算コスト含む)等の検討を行い、これ

らの結果に基づいて、今後の同市における持続可能な上下水道事業の運営を可能とするための課題・提言を取りまとめる。

3. 業務対象地域

ジンバブエ国ハラレ市、チトゥンギザ市

4. 関係官庁・機関

(1) 対象国：ジンバブエ

1) 監督官庁

環境・水・気候省 (Ministry of Environment, water and Climate)

地方自治・公共事業・国民住宅省 (Ministry of Local Government Public Works and National Housing)

環境管理庁 (Environment Management Agency)

2) 実施機関

ジンバブエ国家水公社 (Zimbabwe National Water Authority)

ハラレ市水管理部局 (Harare Municipality, Harare Water)

チトゥンギザ市役所 (Chitungwiza Municipality)

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の基本方針

本調査は、過去の無償資金協力で建設したチトゥンギザ市ゼンゲザ下水処理場の施設・機材の現状を確認し、今後の施設改修、機材更新にかかる部分活用オプションを検討するとともに、今後の同市における持続可能な上下水道事業の運営を可能とするための課題・提言等を取りまとめることを目的としている。同処理場は、2004年頃の稼働停止から10年以上が経過していることから、機能の回復レベルに応じ、いくつかの段階別の支援オプション（概算コスト含む）を示すとともに、チトゥンギザ市を始めとする関係機関の財務状況、他ドナーとの連携可能性を踏まえた各オプション案の実施可能性もあわせて取りまとめること。

なお、本調査の結果は、チトゥンギザ市の財政面やゼンゲザ下水処理場の現状を踏まえた今後の活用策を検討するための基礎資料となる。従って、本調査の実施にあたっては、ジンバブエ側の日本政府に対する追加支援の期待を過度に高めることのないよう、ジンバブエ側との協議の際には、十分留意すること。

(2) 財務分析

ゼンゲザ下水処理場の再稼働については、チトゥンギザ市が施設・機材を維持管理

しうるだけの財政、組織体制が十分確保されることが必要条件となる。本調査における財務面の情報収集については、チトゥンギザ市を中心として行うものの、同市の上水道は、ハラレ市水資源局からの供給を受けていることから、上水道に関する情報については、ハラレ市からも情報収集を行うこと。

(3)チトゥンギザ市上下水道部門の民営化(公社化)に関する情報収集、提言のとりまとめ

2017年時点の新たな動きとして、チトゥンギザ市の上下水道部門を民営化(公社化)する動きが見られる。現時点で想定されているのは、同市が主要な株主となる「チトゥンギザ水公社」の設立であるが、現在、ジンバブエ政府内で調整が進められているところである。従って、民営化移行に関するジンバブエ政府内での検討状況について情報収集し、民営化(公社化)される場合の留意点等を分析・整理すること。なお、民営化(公社化)については、中央政府とチトゥンギザ市間で調整・議論が行われていることから、中央政府関係者からもヒアリング等を行い、情報収集を行うこと。

(4)他の開発パートナーの上下水道分野における活動状況に関する情報収集

チトゥンギザ市を含むハラレ都市圏の上下水道部門に対しては、アフリカ開発銀行を始めとする開発パートナーがこれまで支援している。現在、欧州を中心としたマルチドナー(Zim Fund)を通じてチトゥンギザ市に対する協力が行われていることから、これらの実施状況について情報収集を行うこと。なお、チトゥンギザ市の下水処理場(日本の無償資金協力による建設とは別に存在する散水ろ床式の旧下水処理場)については、このZim Fundにより改修等が行われていることから、ゼンゲザ下水処理場の改修・部分活用におけるZim Fundを始めとする他ドナーとの連携可能性に関する分析、提言の取りまとめを行うこと。

(5)過去の協力実績を踏まえた調査

本業務では、短い現地調査期間の中で、チトゥンギザ市を中心とするハラレ都市圏における上下水道整備状況、将来計画を把握・分析するとともに、過去に建設したチトゥンギザ市下水処理場の改修・部分活用案の方針を検討するための幅広い情報収集が求められる。従って、事前の国内準備期間において、既存資料の分析を十分に行い、調査項目、協議・確認事項を整理した上で調査に臨むこと。

以下に示すこれまでのジンバブエの上下水道分野におけるJICAの協力案件及び調査の実績(成果、教訓、課題)を事前に把握すること。特に、「チトゥンギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」において、フィージビリティ・スタディ(F/S)の実施には至らなかったものの、ゼンゲザ下水処理場の追加措置オプション案(①酸化池新設、②既設BNR(生物学的栄養塩除去プロセス)からOD(オキシデーション・ディッチ法)への改修、既設BNR施設の改修)を提案していることから、これらの情報も参考にすること。

- ・チトゥンギザ市下水処理施設改善計画(無償)
- ・チトゥンギザ市基礎情報収集・確認調査
- ・チトゥンギザ市上下水道・廃棄物管理改善プロジェクト

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 業務計画書の作成

関連資料の解析・検討を行い、調査の全体像及びジンバブエの社会経済状況及び上下水道にかかる取り組み状況を把握する。その上で、調査全体の方針、方法及び調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上下水道に関する過去の類似案件に関する調査を行い、実績、過去の教訓、調査実施にあたっての留意事項を取り纏める。

(2) 業務計画書の説明・協議

JICA と協力し、業務計画書をジンバブエ関係機関に説明の上、内容を協議・確認する。

(3) ハラレ都市圏上下水道セクターにかかる基礎情報の収集

本情報収集・確認調査では、まず過去の協力の実績・成果を確認した上で、ハラレ都市圏上下水道セクターを取り巻く現在の状況についての情報を収集し、将来的なチトゥングザ市下水セクターの支援可能性を確認する。

基礎的な情報として想定している項目は、以下の通りだが、過不足がある場合には、プロポーザルで提案すること。

1) ハラレ都市圏における上下水道事業の概要

- ①水道水源（現状計画・将来計画）と水源汚染状況
- ②環境関連法制度（環境基準、放流水質基準）
- ③上下水道事業における国と地方政府の役割
- ④上水供給・汚水処理計画（上水道・下水道計画）
- ⑤現状の上水道・下水道整備状況とチトゥングザ市における上水道・下水道施設（管路施設・処理施設）における課題

2) ハラレ市、チトゥングザ市の上下水道セクター管理部門における経営及び財務状況・組織体制に関連する情報。具体的には、以下の通り。

- ① 上下水道事業経営に係る戦略・制度・計画・実施体制の現状と課題
- ② 無収水の概況（構成要素（漏水、見かけ損失、非請求認定給水）ごとの水量比率及び課題、管理方法）
- ③ 上下水道料金徴収率と徴収方法
- ④ 政府承認済みの料金改訂の概況（水利用者（住民等）の反応、過去の改訂経緯等）
- ⑤ 住民意識、支払意思額、住民広報の状況
- ⑥ チトゥングザ市の財政状況と上下水道事業経営状況、および同市上下水道セクター管理部門民営化（公社化）の進捗状況
- ⑦ 過去5年程度の財務諸表の分析

3) ハラレ都市圏（ハラレ市、チトゥングザ市）の上下水分野に関わる他ドナーの動向・実施状況

4) チトゥンギザ市の下水処理施設（特に日本が無償資金協力で建設したゼンゲザ下水処理場）の施設・機材の現状

(4) ゼンゲザ下水処理場の再活用に向けた支援策の検討
上記(3)で収集した情報を分析し、今後の支援策の検討を行う。

1) チトゥンギザ市ゼンゲザ下水処理場の施設改修・機材更新にかかる概算額の積算、財源計画、収支分析

2) チトゥンギザ市ゼンゲザ下水処理場の部分活用策、効果的な支援方針・手法の提案

3) チトゥンギザ市上下水道部門の改善に向けた財務面の分析及び財務持続性の確保に向けた提言のとりまとめ

4) チトゥンギザ市における今後の持続可能な上下水道事業の運営を可能とするための課題・提言等のとりまとめ

(5) 情報収集・確認調査報告書(案)の作成

上記調査の結果を報告書(案)としてとりまとめ、その内容について JICA と協議する。

(6) 情報収集・確認調査報告書(案)の現地説明・協議

情報収集・確認調査報告書(案)をジンバブエ政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。特に、施設・事業の運営、維持管理体制の整備、相手国側による事業の技術的・財務的な自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分な協議を行う。

協議の結果、報告書(案)の内容についてジンバブエ側からコメントが出た場合には、これを十分検討して JICA と協議の上、必要に応じ、反映させる。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、基礎情報収集・確認調査報告書とする。なお、以下に示す部数の他に、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書：和文 5 部、英文 5 部（2017 年 10 月）

(2) 基礎情報収集・確認調査報告書(案)：和文 5 部、英文 5 部（2017 年 12 月）

(3) 基礎情報収集・確認調査報告書(製本版)：和文 5 部、英文 5 部、CD-R1 枚（2018 年 2 月）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017 年 10 月より国内事前準備を開始し、同 11 月には現地調査を開始する。12 月に基礎情報収集・確認調査報告書(案)、2018 年 2 月を目途に基礎情報収集・確認調査報告書を提出する。

項目／機関	10月	11月	12月	2018年	2月
-------	-----	-----	-----	-------	----

				1月	
国内準備					
現地調査					
基礎情報収集・確認調査報告書 (案)提出					
基礎情報収集・確認調査報告書 提出					

注) JICA の調査団員が現地調査に参加する場合、本業務従事者は、JICA 団員とともに調査にあたること。

2. 業務量目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途： 4.5M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

総括/下水道計画・設計・事業運営 (3号)

上下水道事業財務分析・組織体制 (3号)

機械・電気 (下水道施設)

注) 調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 対象国の便宜供与

C/P の配置

4. 参考資料

(1) 配布資料

特になし。

(2) 閲覧資料

以下の報告書について、JICA 図書館よりダウンロード可能のため、各自参照のこと。

- ・チトゥンギザ市下水処理施設改善計画基本設計報告書
- ・チトゥンギザ市基礎情報収集・確認調査報告書
- ・チトゥンギザ市上下水道・廃棄物管理改善プロジェクト (ファイナルレポート)

3. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

4. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ジンバブエ支所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(2) JICA 事務所への報告

本業務の現地調査時には JICA ジンバブエ支所および管轄する JICA 南アフリカ事務所に報告を行うこと。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

